

諮問日：平成30年3月14日（平成29年度（情）諮問第20号）

答申日：平成30年8月24日（平成30年度（情）答申第4号）

件名：盛岡家庭裁判所における職員の処分が分かる一切の文書の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「2017年1月1日～同11月29日において、盛岡家裁（管内含む）職員（非常勤含む）の処分が分かる一切の文書」の開示の申出に対し、盛岡家庭裁判所長が、注意要旨（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、盛岡家庭裁判所長が平成29年12月22日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書の一切が黒塗りであり、公にしないことは国民の知る権利に反する。黒塗りの一切を削除し、処分内容を把握できるようにされたい。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書のうち不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）には、下級裁判所事務処理規則21条に基づく注意の対象者の氏名が事案の概要等とともに記載されているから、この情報は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

また、下級裁判所事務処理規則 21 条に基づく注意は、事務の取扱いや行状についての改善を目的とするものであって、懲戒処分のような制裁的実質を含んだ処分とは異なるものであり、その性質上、その運用自体が個人的事情に関わる機微なものであるというべきであるところ、注意に関する内容等は、これを開示することにより、人事管理に係る事務について好ましくない影響が生じるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるから、法 5 条 6 号ニに規定する不開示情報に相当する。

第 5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成 30 年 3 月 14 日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年 5 月 25 日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年 7 月 20 日 審議

第 6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分には、下級裁判所事務処理規則 21 条に基づく注意の対象者の氏名等及び事案の概要を含む注意の内容等が記載されていることが認められる。

このような記載内容に照らせば、本件不開示部分に記載された情報は、法 5 条 1 号に規定する個人識別情報に相当し、かつ、同号ただし書きからハまでに掲げる情報に相当する事情は認められない。また、見分の結果によれば、本件不開示部分は、いずれも特定の個人を識別することができることとなる部分と認められるから、取扱要綱記第 3 の 2 に定める部分開示をすることは相当でない。

したがって、本件不開示部分に記載された情報は、法 5 条 6 号について判断するまでもなく、同条 1 号に規定する不開示情報に相当する。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分は法 5 条 1 号

に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人